

が 疾 対 第 3698 号
令和 5 年 10 月 17 日

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長 様
一般社団法人 神奈川県精神神経科診療所協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部精神保健医療担当課長
(公 印 省 略)

令和 5 年度精神保健福祉資料の作成 (630 調査) について (依頼)

本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和 5 年 10 月 6 日に令和 5 年度 630 調査事務局 (令和 5 年度厚生労働行政推進調査事業費 (障害者政策総合研究事業) 「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」 研究班から令和 5 年度 630 調査の協力依頼がありました。

この調査は、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策推進のための基礎資料を得ること及び、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業 (支援) 計画等に活用することを目的に、毎年実施しているものです。

つきましては、貴協会会員の各院長あてに本調査について資料の作成を依頼いたしましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

問合せ先

がん・疾病対策課

精神保健医療グループ 吉越

電 話 (045) 210-1111 内線 4730

ファクシミリ (045) 210-8860

e-mail:hoyo-seisin@pref.kanagawa.lg.jp

令和5年10月6日

各 { 都道府県
政令指定都市 } 精神保健福祉主管部(局)長 殿

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費
(障害者政策総合研究事業)
「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」

研究代表者：西 大輔
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 公共精神健康医療研究部

研究分担者：立森 久照
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
神経研究所 疾病研究第七部

令和5年度630調査へのご協力をお願い

平素より精神保健医療福祉の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、医療計画、障害福祉計画等に活用すべく、精神保健医療福祉の実態把握の基礎資料を得る目的で、別紙のとおり標記調査を行います。回答につきましてご協力のほどお願い申し上げます。

<令和5年度630調査事務局>
株式会社アクセライト
E-mail: 630survey@accelight.co.jp

<厚生労働行政推進調査事業研究班>
西、立森、白田
E-mail: seishin_data@ncnp.go.jp

令和5年度調査に関する問い合わせは630survey@accelight.co.jp、過去年度調査、公表済みデータ(精神保健福祉資料・NDB等)に関する問い合わせはseishin_data@ncnp.go.jp にお願ひ致します。

※令和5年度630調査は「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」研究班が主体となり、株式会社アクセライトに業務委託をしておこなっております。

令和 5 年度 630 調査について

1. 本調査の趣旨

本調査は、6 月 30 日時点の精神保健医療福祉の実態を把握するためのものであり、「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」（研究代表者：西大輔）の研究班が、調査の企画・実施・集計・公表を担っています。

調査目的は、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策推進のための基礎資料を得ること及び、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画等に活用することです。

本調査の成果は、個別の施設や個人が特定できないかたちで、精神保健福祉資料として公開します。また、精神保健医療福祉の実態を分析するための調査研究に活用し、研究報告書や学術雑誌等に成果を公表します。

2. 調査の流れ

- ① 厚生労働省から都道府県・政令指定都市に対して、研究班（630 調査事務局）の実施する調査への協力を依頼。630 調査事務局による調査 Web サイト（「医療機関・訪看 ST 用 Web」、「自治体用 Web」）公開。
- ② 630 調査事務局は、都道府県・政令指定都市へ調査協力および調査案内を送付。
- ③ 案内を受けた都道府県・政令指定都市は、管内の医療機関（病院、診療所）、訪問看護ステーションに対して、調査への協力を依頼し、調査の案内を送付。
- ④ 医療機関等における調査票のダウンロード
医療機関（病院、診療所）、訪問看護ステーションは、630 調査事務局の設置した「医療機関・訪看 ST 用 Web」にアクセスし、「精神病床の有無」の質問を経て、該当する調査票（入力票）一式をダウンロード。
※本調査での精神病床は、医療法第 7 条第 2 項第 1 号に規定されている病床を指す。
※「医療機関・訪看 ST 用 Web」にアクセスできない場合や利用方法が分からない場合は、＜令和 5 年度 630 調査事務局＞に問い合わせること。

- ⑤ 医療機関等における調査票の入力
医療機関（病院、診療所）、訪問看護ステーションは、各電子調査票内の「説明」を確認の上、回答を入力。
※精神病床を有しない医療機関と訪問看護ステーションは印刷用調査票への記入も可。
- ⑥ 医療機関等における調査票のアップロード（提出）
医療機関（病院、診療所）、訪問看護ステーションは、「医療機関・訪看 ST 用 Web」から調査票をアップロード（提出）。
※印刷用調査票に記入した場合には、都道府県・政令指定都市に送付。
- ⑦ 都道府県・政令指定都市における自治体調査票のダウンロード及び入力
都道府県・政令指定都市は、「自治体用 Web」にアクセスし、自治体調査票をダウンロード。電子調査票内の「説明」を確認の上、回答を入力。
- ⑧ 政令指定都市における調査票のアップロード（提出）（政令指定都市→630 調査事務局）
政令指定都市は、自治体調査票のみを「自治体用 Web」を利用して 630 調査事務局に提出（アップロード）。
※医療機関等から政令指定都市へ提出された印刷用調査票は、郵送にて一旦都道府県に送付。
- ⑨ 都道府県・政令指定都市における提出された調査票の確認
都道府県・政令指定都市は、管内の医療機関等から提出された調査票をすべて「自治体用 Web」からダウンロードし、入力内容（空の調査票がないかなど）を確認し、とりまとめる。
政令指定都市は、担当管内の医療機関等から提出された調査票について、すべて最終版であることの確認が終わったら、その旨を都道府県に連絡。
- ⑩ 都道府県における調査票の最終提出（都道府県→630 調査事務局）
都道府県は、自治体調査票（政令指定都市分を除く）と、都道府県内すべての医療機関等調査票（政令指定都市分も含む）の最終版を「自治体用 Web」を利用して 630 調査事務局へ提出。
※印刷用調査票は、政令指定都市分も含め、郵送にて研究班（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 公共精神健康医療研究部 内）へ提出。

630 調査事務局

①Web 公開

↓②調査依頼、調査案内送付

都道府県・政令指定都市

↓③医療機関・訪問看護ステーションへの調査依頼

医療機関（病院、診療所）、訪問看護ステーション

↓④「医療機関・訪看 ST 用 Web」にアクセスし、調査票をダウンロード

⑤調査票を入力

↓⑥調査票を「医療機関・訪看 ST 用 Web」から都道府県・政令指定都市へ提出

都道府県・政令指定都市

↓⑦自治体調査票をダウンロード及び入力

政令指定都市

↓⑧政令指定都市は、自治体調査票のみを 630 調査事務局に「自治体用 Web」から提出

※医療機関等から政令指定都市へ提出された印刷用調査票は、郵送にて都道府県に送付

都道府県・政令指定都市

↓⑨管内の医療機関等から提出された調査票を「自治体用 Web」からダウンロードし、入力内容を確認

※政令指定都市は担当管内の医療機関等から提出された調査票について、すべて最終版であることの確認が終わったら、その旨を都道府県に連絡

都道府県

↓⑩自治体調査票（政令指定都市分を除く）と、都道府県内すべての医療機関等調査票（政令指定都市分も含む）の最終版を「自治体用 Web」を利用して 630 調査事務局へ提出

※印刷用調査票は、政令指定都市分も含め郵送にて、研究班（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 公共精神健康医療研究部 内）へ提出

630 調査事務局

データクリーニング・集計作業・公表

3. 調査方法

本年度は、精神病床を有する病院については電子調査票による回答を依頼しています。その他の医療機関および訪問看護ステーションについては電子調査票を主として、それによる回答が困難な場合は、紙媒体による回答でも可としております。